

BELS 評価業務に係る技術的審査業務手数料規程

令和元年（2019年）10月1日最終改定

非住宅建築物に係る評価料金

（消費税込金額、単位：円）

評価対象面積（㎡）	1類		2類		3類	
	評価手法					
	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル 建物法	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル建 物法	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル 建物法
300以下	165,000	88,000	137,500	79,300	110,000	55,000
単独申請	330,000	176,000	275,000	158,600	220,000	110,000
300超 2,000以下	330,000	198,000	275,000	153,700	220,000	110,000
単独申請	660,000	396,000	550,000	307,500	440,000	220,000
2,000超 5,000以下	385,000	220,000	330,000	192,500	275,000	165,000
単独申請	770,000	440,000	660,000	385,000	550,000	330,000
5,000超 10,000以下	440,000	253,000	398,200	236,200	365,400	220,000
単独申請	880,000	506,000	796,400	472,500	712,900	440,000
10,000超	別途見積り					

備考

- 1 「単独申請」とは、この計画の基礎となる建築確認申請を他機関で申請されたものをいいます。
- 2 本表中1類、2類又は3類とは、次によります。

区分	建築基準法施行規則別紙による具体用途	
1類	学校等	08070 幼稚園
		08080 小学校
		08082 義務教育学校
		08090 中学校、高等学校又は中等教育学校
		08100 特別支援学校
		08110 大学又は高等専門学校
		08120 専修学校
		08130 各種学校
		08132 幼保連携型認定こども園
		08180 保育所その他これに類するもの
		08410 自動車教習所
	病院等	08260 病院
		08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの		
08190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）		
08192 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）		
08210 児童福祉施設（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次		

			項において同じ。) (入所する者の寝室があるものに限る。)
		08220	児童福祉施設 (入所する者の寝室がないものに限る。)
	ホテル等	08400	ホテル又は旅館
		08600	個室付浴場業に係る公衆浴場 (その他これらに類するもの) 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 (その他これらに類するもの)
3 類	工場、倉庫等の用途	08340	工場 (自動車修理工場を除く。)
		08350	自動車修理工場
		08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
		08510	倉庫業を営む倉庫
		08520	倉庫業を営まない倉庫
		08610	卸売市場
		08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設
		08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
		08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設
		08420	畜舎
		08270	巡査派出所
		08280	公衆電話所
		08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗 (その他これらに類するもの)
2 類	1 類又は 3 類以外の用途		

3 評価対象面積の算定方法は、次によります。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積り

ハ 一の建築確認申請に、評価対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額

ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1 類に 2 類又は 3 類が含まれる場合は 1 類と、2 類に 3 類が含まれる場合は 2 類とする。この場合において、これによる算定した結果において実状にそぐわないと REJ が認める場合は協議する。

4 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次によります。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 33,000 円

ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分

5 変更申請における評価対象面積の算定方法は、次によります。

イ 当初の計画書の申請が REJ 以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積

ロ 直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合 当初の評価時の床面積

ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、

増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

- 6 評価方法が同一の場合のものに限り、建築物省エネ法判定又は低炭素認定技術的審査と併願とした場合は、申請内容を勘案した見積りとさせていただきます。
- 7 第11条第1項のプレート又はシールを交付する料金は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の紹介による製作会社の実費と事務手数料として11,200円を加算した額とさせていただきます。(次表において同じ。)
- 9 評価書を再発行する場合の事務手数料は、一通につき5,100円とさせていただきます。(次表において同じ。)

住宅に係る評価料金

(消費税込金額、単位：円)

			確認申請との併願		単独申請	
			確認申請、かつ、併願審査	併願審査		
一戸建ての住宅			37,600	17,300	75,300	34,600
共同住宅等	住戸のみの審査	算出方法	基本料金+戸あたり料金×対象住戸数			
		基本料金	109,700	54,800	219,500	109,700
		戸あたり料金	2,200	1,100	4,400	2,200
	建築物全体の審査	算出方法	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金			
		基本料金	109,700	54,800	219,500	109,700
		戸あたり料金	2,200	1,100	4,400	2,200
		共用部料金	109,700	54,800	219,500	109,700

備考

- 1 本表は基本額とし、REJが想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、申請内容を勘案した見積りとさせていただきますので、あらかじめその内容を聴かせていただく場合があります。
- 2 住宅を含む複合建築物に係る評価料金は、当該表の額に表2の用途、評価手法及び評価対象面積に応じた額を加算した額とします。
- 3 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の評価料金は、「建築物全体の審査」とします。
- 4 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の評価料金は一戸建ての住宅の額の2倍とします。
- 5 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の評価料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 6 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の2分の1(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切上げた額)とします。
- 7 改修前後の評価を行う場合は、上表の評価料金に同表の2分の1の額を加算した額とします。
- 8 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)の場合は、別途見積りとします。
- 9 「併願審査」とは、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又は低炭素認定技術的審査と評価方法が同一の場合のものとしてします。